

平成31年2月19日

林弘法律事務所
弁護士 山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課情報公開係
(代表03-3580-4111(内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）
標記について、下記のとおり確認を求めるので、平成31年2月26日（火）
までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

平成31年1月21日（月）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

平成31年1月22日（火）

3 請求する行政文書の名称等

（1）被害回復給付金について公租公課禁止規定を設けなかった理由が分かる文書

（2）修習給付金について公租公課禁止規定を設けなかった理由が分かる文書

4 対象文書の保有状況等について

（1）上記3（1）について

法務省本省においては、請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を作成
又は取得しておらず、保有していません。

（2）上記3（2）について

請求の趣旨に該当すると思われるものとして、法務省本省では以下の行政
文書を保有しています。

ア 「平成29年3月21日（火）衆議院法務委員会 安藤裕議員への答弁
資料」

イ 「平成29年3月22日（水）衆議院法務委員会 逢坂誠二議員への答弁
資料」

ウ 「修習給付金を受ける司法修習生の社会保険及び税務上の取扱いについて」の説明資料

なお、ア及びイについては、あなたからの平成29年4月24日受付第81号の開示請求において、ウについては、あなたからの平成29年6月26日受付第192号の開示請求において既に開示済みです。このまま開示請求を維持された場合、同一の文書について開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4に記載する行政文書を全て請求される場合、開示請求件数は2件（上記4（1）で1件（不開示決定が見込まれます。）、同（2）ア、イ及びウで1件）、開示請求手数料は600円となります。現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙600円分を受領していますので、開示請求手数料に過不足はありません。